沖縄県港湾管理条例 -抄-

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法 (昭和25年法律第218号。以下「法」という。)の規 定により、県が管理する港湾の利用及び管理に関して必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 港湾区域 法第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定によって認可のあつた区域をいう。
 - (2) 港湾隣接地域 法第37条第1項の規定により知事が指定する区域をいう。
 - (3) 港湾施設 法第2条第5項に規定する港湾施設及び同条第6項の規定に 基づき国土交通大臣が認定した施設であつて、県が管理するものをいう。
 - (4) 宜野湾港マリーナ 宜野湾港の港湾施設のうち、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット及びモーターボートの利便に供する施設及び港湾環境整備施設をいう。

(県管理港湾)

第2条の2 県が管理する港湾は、別表第1のとおりとする。

(行為の禁止等)

- 第3条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第6号から 第10号までに掲げる行為について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。
 - (1) 港湾区域内において、いかだ、竹木等を放置し、又は船舶の航行に支障 若しくは支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
 - (2) 係留施設において、その保全上支障を及ぼす程度に貨物を積み上げ、又 はみだりに貨物、牛馬車、畜類等を停滞させること。
 - (3) 港湾区域内又は港湾施設内において、じんかい、汚物、腐敗物等公衆衛 生上有害と認められるものを投棄又は放置すること。
 - (4) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年 法律第31号)の規定に基づき知事が設定した制限区域に正当な理由なく立ち 入ること。
 - (5) 前各号のほか、港湾施設を損傷し、若しくは損傷するおそれのある行為 又は港湾施設の機能を妨げる行為をすること。
 - (6) 爆発物その他危険物(港則法施行規則の危険物の種類を定める告示(昭和54年運輸省告示第547号)に定めるものをいう。)を荷役するために、係留施設(当該専用に供するものを除く。)を使用し、又は係留施設にこれらの物件を積載した船舶を係留すること。
 - (7) 係留施設に直接又は近接して船舶の係留に支障のあるものを係留すること。
 - (8) 係留施設以外の箇所に船舶を係留すること。
 - (9) 係留施設において、じんかい、汚物、腐敗物、悪臭を発するものその他 公衆衛生上有害と認められるものを荷役すること。
 - (10) 人寄せをし、又は物品を販売すること。

(港湾施設使用上の規制)

第4条 知事は、港湾施設の保全又は機能の確保のため必要があると認めるとき は、その施設の使用を禁止し、又は制限することができる。

(放置物件の除去命令)

第5条 知事は、港湾区域内又は港湾施設内における放置物件が港湾の利用を著しく阻害するおそれがあると認めたときは、当該物件の所有者又は占用者に対し、その除去を命ずることができる。

(船舶の移動命令等)

第5条の2 知事は、港湾施設の利用の増進を図るために必要があると認めると きは、係留、停泊又は停留している船舶に対し離岸、転びよう又は移動を命ず ることができる。

(関係書類の提示)

第5条の3 知事は、荷さばき施設若しくは保管施設を使用する貨物又は入港 船舶について必要があると認めるときは、当該貨物の数量又は船舶のトン数 その他必要な事項について当該使用者若しくは貨物取扱人又は船長に対し、 関係書類の提示を求めることができる。

(入出港届)

第6条 船舶は、規則で定める港湾の港湾区域内に入港し、又は当該港湾区域内 から出港しようとするときは、入港届又は出港届を知事に提出しなければなら ない。ただし、知事が特に指定した船舶については、この限りでない。

(港内営業の届出)

- 第6条の2 港湾施設において、次の各号に掲げる業を行おうとする者は、知事 に届け出なければならない。
 - (1) 港湾運送事業
 - (2) 海上運送事業
 - (3) 倉庫業
 - (4) 引船業
 - (5) 綱取業
 - (6) 船舶給水業
 - (7) 不用品等の回収業
 - (8) 船内清掃業

(施設の使用許可)

- 第7条 港湾施設を使用しようとする者は、知事(宜野湾港マリーナにあつては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)。次項、第12条第2項及び第13条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、その許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。
- 2 知事は、前項の許可をするに当たり、必要な条件を付することができる。 (使用料)
- 第8条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、 別表第2又は別表第3に掲げる使用料を納入しなければならない。
- 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

(占用料)

第8条の2 港湾区域内の水域 (港湾法施行令 (昭和26年政令第4号) で定める

その上空及び水底の区域を含む。)又は港湾隣接地域内の公共空地(以下「水域又は公共空地」という。)に係る法第37条第1項第1号に掲げる行為の許可を受けた者は、別表第4に掲げる占用料を納入しなければならない。

2 前項の占用料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

(土砂採取料)

- 第8条の3 水域又は公共空地に係る法第37条第1項第2号に掲げる行為の許可 を受けた者は、別表第5に掲げる土砂採取料を納入しなければならない。
- 2 前項の土砂採取料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に認めた 場合は、この限りでない。

(使用料等の減免)

第9条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料、占用料又は土砂採取料(以下「使用料等」という。)を減額又は免除することができる。

(使用料等の不環付)

第10条 既に納入した使用料等は、還付しない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、港湾施設を使用する権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(権利義務の承継等)

- 第12条 使用者について、相続、合併又は分割があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により第7条第1項の許可に係る地位を承継した法人は、当該使用者の港湾施設に係る権利義務を承継する。
- 2 前項の規定により権利義務を承継した者は、その承継のあつた日から起算して14日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(使用許可の取消し等)

- 第13条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、 その使用の許可の取消し、使用の制限、使用場所の変更、施設物の撤去又は その他必要な措置を命ずることができる。
 - (1) この条例(これに基づく規則を含む。以下この号において同じ。)又はこ の条例に基づく知事の命令に違反したとき。
 - (2) 詐欺その他不正の行為により許可を受け、又は使用料の徴収を免れた者
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
 - (1) 港湾施設の工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 港湾施設の保全上著しい支障が生じたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。 (原状回復の義務等)
- 第14条 使用者は、港湾施設の使用を終わつたとき又は前条の規定により許可を 取り消されたときは、自己の負担において、知事が指定する期日までに当該港 湾施設を原状に回復し、関係職員の検査を受けなければならない。ただし、知 事がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 第15条 使用者又はその代理人若しくはこれらの使用人の責めに帰すべき理由により、港湾施設を滅失又はき損したときは、使用者は、知事が指定する期日ま

でに当該港湾施設を原状に回復し、関係職員の検査を受けなければならない。 ただし、知事が定める損害額を賠償したときは、この限りでない。

(宜野湾港マリーナの管理)

第16条 宜野湾港マリーナの管理は指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

- 第17条 指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 第7条の規定による使用の許可に関する業務、第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する業務、第13条の規定による使用の許可の取消し等に関する業務
 - (2) 宜野湾港マリーナの維持及び修繕に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、宜野湾港マリーナの管理運営に関して知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第18条 第7条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

- 第19条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査 し、最も適切に宜野湾港マリーナの管理を行うことができると認めるものを候補者 として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
 - (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
 - (2) 事業計画書等の内容が、宜野湾港マリーナの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿つた管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、宜野湾港マリーナの設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

- 第20条 知事は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定 を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合に準 用する。

(休港日)

- 第21条 宜野湾港マリーナの休港日は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 火曜日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休港日を臨時に変更することができる。

(使用時間)

- 第22条 宜野湾港マリーナの使用時間は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 4月1日から10月31日までの期間 午前8時から午後6時30分まで
 - (2) 前号の期間以外の期間 午前9時から午後5時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

(事業報告書の提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(事務処理の特例)

- 第24条 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別表第6の左欄に掲げる港湾に係る次に掲げるもの(渡久地港、本部港及び運天港以外の港湾については、第1号から第4号まで及び第13号に掲げる事務に限る。)は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。
 - (1) 第3条第6号から第10号までに掲げる行為の許可に関する事務
 - (2) 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務
 - (3) 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務
 - (4) 第5条の2に規定する船舶に対する移動命令等に関する事務
 - (5) 第5条の3に規定する関係書類の提示に関する事務
 - (6) 第6条の入港届又は出港届の受理に関する事務
 - (7) 第6条の2の規定による港内営業の届出の受理に関する事務
 - (8) 第7条に規定する港湾施設(港湾施設用地、旅客施設及び事務所を除く。) の使用許可に関する事務
 - (9) 第8条に規定する使用料 (港湾施設用地、旅客施設及び事務所に係る使 用料を除く。)の徴収に関する事務
 - (10) 第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する事務
 - (11) 第13条に規定する使用許可の取消し等に関する事務
 - (12) 第14条に規定する原状回復の検査等に関する事務
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務 であつて、別に規則で定めるもの

(罰則)

- 第25条 第3条、第7条第1項若しくは第15条の規定に違反し、又は第5条、第 5条の2若しくは第13条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料 に処する。
- - 一部改正 [昭和50年条例39号・平成12年47号]

(過怠金)

(規則への委任)

第28条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 知事は、第8条の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる港湾以外 の港湾の港湾施設の使用者からは、使用料を徴収しないことができる。
 - (1) 運天港
 - (2) 渡久地港
 - (3) 本部港
 - (4) 宜野湾港
 - (5) 中城湾港(新港地区)

-中略-

別表第1 (第2条の2関係)

港湾名	所在地
前泊港	伊平屋村
野甫港	伊平屋村
仲田港	伊是名村
内花港	伊是名村
奥港	国頭村
塩屋港	大宜味村
古宇利港	今帰仁村
運天港	今帰仁村 名護市
伊江港	伊江村
水納港	本部町
渡久地港	本部町
浜崎港	本部町
本部港	本部町
瀬底港	本部町
金武湾港	宜野座村 金武町 うるま市
中城湾港	うるま市 沖縄市 北中城村 中城村 西原町 与那原町 佐
	敷町 知念村
宜野湾港	宜野湾市
徳仁港	知念村
兼城港	久米島町
粟国港	粟国村
渡嘉敷港	渡嘉敷村

座間味港	座間味村
阿護の浦港	座間味村
慶留間港	座間味村
北大東港	北大東村
南大東港	南大東村
来間・前浜港	下地町
長山港	伊良部町
普天間港	多良間村
水納港	多良間村
前泊港	多良間村
白浜港	竹富町
租納港	竹富町
上地港	竹富町
竹富東港	竹富町
黒島港	竹富町
小浜港	竹富町
鳩間港	竹富町
船浦港	竹富町
仲間港	竹富町
船浮港	竹富町
祖納港	与那国町

注 平成17年7月26日条例第39号により、平成17年10月1日から施行 別表第1来間・前浜港の項中「下地町」を「宮古島市」に改め、同表長山港の 項中「伊良部町」を「宮古島市」に改める。

一部改正 [昭和48年条例42号・49年9号・50年39号・54年12号・55年11号・57年7号・59年34号・平成元年27号・5年31号・8年10号・12年47号・14年11号・17年10号]

別表第2(第8条関係) 宜野湾港マリーナ以外の港湾施設

種別	区分	単位	使用料
岸壁、物揚場及	旅客定期航路船舶のう	係留1回(継続するも	2 円
び桟橋使用料	ち外航船舶(総トン数	のは、24時間までを1	
	20トン以上の船舶)	回とする。)総トン数1	
		トンにつき	
	旅客定期航路船舶のう	係留1回(継続するも	2.10円
	ち内航船舶(総トン数	のは、24時間までを1	
	20トン以上の船舶)	回とする。)総トン数1	
		トンにつき	
	旅客定期航路船舶以外	係留1回(継続するも	4 円

Ī	の船舶のうち外航船舶	のは、24時間までを1	l l
		回とする。)総トン数1	
		トンにつき	
		係留1回(継続するも	4. 20円
		のは、24時間までを1	4.20[]
		回とする。)総トン数1	
	の船舶)	トンにつき	
荷さばき地使用	<u> マンカロカロノ</u>	(1) 貨物搬入の日か	5 95田 (た
		615日以内 1平方メ	
111		ートル1日につき	
		(2) 貨物搬入の日か	
			10. 50円
		ら16日以降 1平方メ	
	60.7 1. III	ートル1日につき	4 00 111
野積場使用料	一般使用 	(1) 貨物搬入の日か	4. 20円
		ら15日以内 1平方メ	
		ートル1日につき	_
		(2)貨物搬入の日から1	8.40円
		6日以降 1平方メート	
		ル1日につき	
	専用使用	1平方メートル1月に	105円
		つき	
上屋使用料	一般使用	(1) 貨物搬入の日か	9.45円
		ら15日以内 1平方メ	
		ートル1日につき	
		(2) 貨物搬入の日か	18.90円
		ら16日以降 1平方メ	
		ートル1目につき	
	専用使用	1平方メートル1月に	283.50円
		つき	
港湾施設用地使	電柱、鉄柱、広告塔そ	沖縄県道路占用料徴収条	例(昭和47
用料	の他これらに類するも	年沖縄県条例第21号)別]表に定める
	のの敷設用地及び地下	単位及び額による。	
	埋設物の敷設用地とし		
	て使用する場合		
	港湾機能施設用地その	1平方メートル1月に	沖縄県行政
	他	つき	財産使用料
旅客施設及び事		1平方メートル1月に	
務所使用料		つき	47年沖縄県
			条 例 第 6 8
			号)第2条
1	I	I I	4 / / / 2 /

1		1	1	に定める基
				準により、
				その都度知
				事が定め
				る。
港湾環境整	庭 球	一般	一面1時間につき	310円
備施設使用	場 使	児童・生徒	一面1時間につき	150円
料	用料	照明設備	1時間につき	400円
	多目		2時間につき	525円
	的広	照明設備	1時間につき	1,620円
	場 使			
	用料			
給水施設使力	用料		給水量1立方メートル	31.50円に
			につき	水道料金を
				加算した額

備考

- 1 時間、日、重量、容積又は面積を単位とする場合に、それぞれの単位に満た ないときは、切り上げる。
- 2 専用使用以外の月を単位とする場合における15日以下の使用に係る使用料の 額は、それぞれに定める額の半額とする。
- 3 船舶の係留時間は、係留した時刻から離岸した時刻までとする。
- 4 荷さばき地、野積場又は上屋の使用日数は、貨物搬入の日から起算し、貨物 搬出の日までとする。
- 5 「旅客定期航路船舶」とは、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第4 項に規定する旅客定期航路事業に供する船舶をいう。
- 6 「外航船舶」とは消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3 号に規定する船舶をいい、「内航船舶」とは外航船舶以外の船舶をいう。
- 7 「専用使用」とはその施設を1月以上の期間を定めて特定の者の使用に供することをいい、「一般使用」とは専用使用以外の使用をいう。
- 8 「児童・生徒」とは小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒その他これら に準ずる者をいい、「一般」とは就学前の幼児及び児童・生徒を除いた者をいう。 全部改正〔平成8年条例10号〕、一部改正〔平成9年条例12号・16年18号〕

別表第3 (第8条関係) 宜野湾港マリーナ

1 浮桟橋、物揚場及び陸置場(ディンギー型ヨットの陸置場を除く。) 使用料

単位	区分		使用料					
		艇 長	艇長5	艇長6	艇長7	艇長8	艇長9	艇長10メー
		5 メ	メート	メート	メート	メート	メート	トルを超え
		ート	ル以上	ル以上	ル以上	ル以上	ル以上	るもの
		ル未	6メー	7メー	8 メー	9メー	10メー	
		満の	トル未	トル未	トル未	トル未	トル以	
		もの	満のも	満のも	満のも	満のも	下のも	
			0)	0)	0)	0)	0)	

使間月の11つ	陸置	671円	811円	952円	1,093	1,233		1,374円に10 メートルを 超える1メ ートルまで ごとに141円 を加算した 額
	海上係留	818円	978円	1,138	1,298	1,459		1,619円に10 メートルを 超える1メ ートルまで ことに160円 を加算した 額
使用期	陸置							27,478円に1
間が1		5円	円	円	円	円	円	0メートルを
月 以 上 1 年 未								超える1メートルまで
満の場								ごとに2,813
合 1								円を加算し
艇 1 月								た額
につき	海上	16, 35	19, 557	22, 762	25, 967	29, 172	32, 377	32,377円に1
	係留	3円	円	円	円	円	円	0メートルを
								超える1メ
								ートルまで
								ごとに3,205
								円 を 加 算 し た額
使用期	陸置	130 0	160 33	198 68	228 03	257 38	286 72	7. 領 286, 728円に
間が1		86円	4円	3円	1円	0円		10メートル
年の場		0011	71 7	011	113	011	011	を超える1
合 1								メートルま
艇につ								でごとに29,
き								348円を加算
								した額
	海 上							337,844円に
	係留	36円	7円	9円	1円	2円		10メートル
								を超える1
								を超える 1 メートルま でごとに33,
	I							でこと に33,

				442円を加算
				した額

2 ディンギー型ヨットの陸置場使用料

単位		使用料	
	艇長 3 メー	艇長3メートル以上5	艇長 5 メート
	トル未満の	メートル未満のもの	ル以上のもの
	もの		
使用期間が1月未満の	262円	367円	525円
場合 1艇1日につき			
使用期間が1月以上1	2,625円	3,675円	5, 250円
年未満の場合 1艇1			
月につき			
使用期間が1年の場合	26, 250円	36,750円	52,500円
1 艇につき			

3 その他の施設使用料

種別	単位	使用料
揚降機使用料	揚艇及び降艇1回につき	1,570円
艇庫使用料	1艇1月につき	12,075円
会議室使用料	1時間につき	315円
駐車場使用料	1台1日につき	
	(1) 原動機付自転車及び自動二輪車	100円
	(2) 普通自動車	300円
船具ロッカー使用料	(1) 使用期間が1月未満の場合 ロッカー	210円
	1個1日につき	
	(2) 使用期間が1月以上の場合 ロッカー	2,100円
	1個1月につき	
更衣ロッカー及びシ	1回につき	150円
ャワー使用料		
給水施設使用料	1 基30分につき	150円
給電施設使用料	1 基30分につき	190円

備考

- 1 艇庫の使用の許可に係るヨット又はモーターボートの出港又は陸揚げの準備 等のため、浮桟橋、物揚場又は陸置場を一時的に使用する場合には、浮桟橋、 物揚場及び陸置場使用料は徴収しない。
- 2 使用時間等が分、時間、日又は月を単位とする場合に、その使用時間等に30分、1時間、1日若しくは1月に満たない端数があるとき、又はその使用時間等が30分、1時間、1日若しくは1月未満であるときは、これらをそれぞれ30分、1時間、1日又は1月として計算する。
- 3 「ディンギー型ョット」とは、居住設備及びエンジンを持たないョットを

いう。

4 「原動機付自転車」、「自動二輪車」及び「普通自動車」とは、道路交通法施 行規則(昭和35年総理府令第60号)に規定する原動機付自転車、自動二輪車及 び普通自動車をいう。

全部改正〔平成 8 年条例10号〕、一部改正〔平成 9 年条例12号・13年36号〕 別表第 4 (第 8 条の 2 関係)

占用料

種別	単位	金額
桟橋、係船場	占用面積1平方メー	120円
	トル1年につき	
係船くい	1本1年につき	100円
係船浮標、信号標	1 基 1 年につき	300円
電柱(支柱、支線、その他の柱類を含む。)	1本1年につき	700円
鉄塔	占用面積1平方メー	700円
	トル1年につき	
ひ管等埋直径30センチメートル未満のも	長さ1メートル1年	60円
架設物 (開 の	につき	
きよ水路 直径30センチメートル以上1メ		200円
を含む。) ートル未満のもの		
直径1メートル以上のもの		300円
通路、通路橋	占用面積1平方メー	60円
	トル1年につき	
倉庫、工場、造船場及び事務所の敷地	占用面積1平方メー	125円
	トル1年につき	
材料置場、作業現場、仮小屋	占用面積1平方メー	125円
	トル1年につき	
物置場、物干場	占用面積1平方メー	72円
	トル1年につき	
広告板、広告塔	表示面積1平方メー	1,570円
	トル1年につき	
貸ボート置場	1隻1年につき	530円
漁業用工作物	占用面積1平方メー	20円
	トル1年につき	
耕作地、採草地	占用面積1平方メー	7 円
	トル1年につき	
宅地	占用面積1平方メー	118円
	トル1年につき	
各種試掘調査のための施設	占用面積1平方メー	330円
	トル1年につき	

備考

- 1 この表の種別により難いもの又はこの表の種別にないものについては、この 表の類似の種別によりその都度知事が定める。
- 2 面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数 がある場合には、その満たない面積又はその端数の面積については、1平方メ ートルとして計算する。
- 3 長さが1メートルに満たない場合又は長さに1メートル未満の端数がある場合には、その満たない長さ又はその端数の長さについては、1メートルとして計算する。
- 4 占用の期間が1年に満たない場合又は占用の期間に1年未満の端数がある場合には、その満たない期間又はその端数の期間については、月割で計算する。 この場合において、1月未満の端数があるときは、その端数は1月として計算する。
- 5 1件の占用料の額が100円に満たない場合は、100円とする。 追加〔平成12年条例47号〕

別表第5 (第8条の3関係)

土砂採取料

	種別	単位	金額
泥土		1立方メートルにつき	23円
土砂		1立方メートルにつき	107円
砂		1立方メートルにつき	123円
砂利		1立方メートルにつき	123円
栗石(直径5センチメートル以上15セ	1立方メートルにつき	145円
ンチメ	ートル未満のもの)		
玉石(直径15センチメートル以上20セン	1立方メートルにつき	57円
チメー	トル未満のもの)		
転石	直径20センチメートル以上50セン	1立方メートルにつき	70円
	チメートル未満のもの		
	直径50センチメートル以上1メー	1個につき	95円
	トル未満のもの		
	直径1メートル以上のもの	1個につき	107円

備考

- 1 この表の種別により難いもの又はこの表の種別にないものについては、この 表の類似の種別によりその都度知事が定める。
- 2 採取の数量が1立方メートルに満たない場合又は採取の数量に1立方メート ル未満の端数がある場合には、その満たない数量又はその端数の数量について は、1立方メートルとして計算する。
- 3 転石を庭石として採取する場合は、この表の転石の種別に応じ、同表の金額 の欄に掲げる金額の10倍の額とする。

追加〔平成12年条例47号〕

別表第6 (第15条の3関係)

奥港	国頭村
----	-----

水納港 渡久地港 浜崎港 本部港 瀬底港	本部町
運天港 古宇利港	今帰仁村
前泊港 野甫港	伊平屋村
仲田港 内花港	伊是名村
伊江港	伊江村
金武湾港(金武地区、並里地区、伊芸地区、屋嘉地区)	金武町
金武湾港(石川地区、天願地区、屋慶名地区、平安座南地区、	うるま市
宮城地区、伊計地区、浜地区、比嘉地区) 中城湾港(津堅地	
区、アギ浜地区)	
中城湾港 (熱田地区)	北中城村
中城湾港 (西原地区)	西原町
中城湾港 (馬天地区、仲伊保地区)	佐敷町
中城湾港(安座真地区) 徳仁港	知念村
兼城港	久米島町
栗国港	粟国村
渡嘉敷港	渡嘉敷村
座間味港 安護の浦港 慶留間港	座間味村
北大東港	北大東村
南大東港	南大東村
来間・前浜港	下地町
長山港	伊良部町
普天間港 水納港 前泊港	多良間村
白浜港 上地港 竹富東港 黒島港 小浜港 鳩間港 船浦港	竹富町
仲間港 船浮港	
祖納港	与那国町

注 平成17年7月26日条例第39号により、平成17年10月1日から施行 別表第6中

Γ	来間・前浜港	下地町	
	長山港	伊良部町	J

を

Γ	来間・前浜港	長山港	宮古島市	J
V	 こ改める。			=